

議員提出議案第1号

宝塚市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年(2023年)5月18日提出

宝塚市議会議長 富川 晃太郎 様

(提出者)

宝塚市議会議員	大川 裕之
同	池田 光隆
同	三宅 浩二
同	寺本 早苗
同	大島 淡紅子
同	田中 こう

宝塚市条例第 号

宝塚市議会委員会条例の一部を改正する条例

宝塚市議会委員会条例(昭和33年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表総務常任委員会の項中「9人」を「8人」に改め、同表文教生活常任委員会の項中「8人」を「9人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。